令和7年度 「SSPスポーツビジネススクール」業務委託仕様書

1 目的

スポーツビジネスはプロスポーツに限ったことではない。スポーツビジネスは身近 にあって、発想次第でどんな産業でも大きな可能性がある。

本事業では、佐賀県の企業人材があらゆる視点から「スポーツで稼ぐ」発想を習得することで、スポーツとビジネスの距離を縮め、SSP構想が掲げる「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会」の実現に寄与することを目的とする。

また、その発想を持つ仲間が集まることで、今後佐賀でスポーツビジネスが自立的 に拡大していくことを狙う。

2 本事業が目指すゴール

本事業では以下のゴールを目指しており、ゴール到達のための手段を提案に具体的に盛り込むこと。

①人材育成(優先度1位)

スポーツで稼ぐための情報・視点・意識を常にもった人材を育てる。

②コミュニティ形成・スポーツビジネスの機運醸成(優先度2位) スクール修了生達が今後の佐賀のスポーツビジネスを牽引するような存在に なる。

3 業務内容

前述の目的を達成するため、「スポーツビジネススクール」に関する以下の業務を 行う。

(1) コーディネーター設置

「スポーツビジネススクール」について、最初から最後まで一貫して担当するコーディネーターを設置する。後述のカリキュラム開発や運営に携わるほか、「1 目的」で掲げる「仲間」づくりの役割も担う。

(2) カリキュラム作成

スポーツビジネスの初心者向けカリキュラムを作成する。

受講対象者: 県内企業で企画・経営に携わる方 (ペルソナ: 従業員数50名の企業の企画室長) 受講者数:15~20名を想定しているが、カリキュラムの内容を考慮し、

本事業のゴールに向けて最適な人数を提案すること

開講期間:6か月程度

講座回数:6回以上(合計24時間以上)

- ・一般的なビジネススクールとは全く違う、スポーツビジネス特化型の内容とする こと(業界の特徴、特有の視点、「スポーツ×●●」の事例など)
- ・受講者は基礎的なビジネススキルは習得していることを前提とした構成とすること。 と。なお前提となるスキルについては任意で習得可能な状態となるよう工夫する こと。
- ・「スポーツビジネス概論」「MICEビジネス概論」を最初に盛り込むなど、スポーツビジネスの知見、経験が全くない方でも理解できる内容とすること
- ・プロチームや部活動などスポーツ業界の現場の課題感を掴むための内容を盛り込 むこと
- ・受講生が自社事業として実現可能なビジネスプランをつくり、それを発表する場 をつくること
- ・ビジネスプランが絵に描いた餅に終わらず実現性の高いものになるよう適切な仕 組みの構築とフォローを行うこと

(3) 運営

①受講生募集、参加受付

受講生候補となる集客に関する目標数を掲げ、当該受講対象者へ届くよう効果的な手法で受講生を募集し、申込フォーム等により参加を受け付ける。なお、応募者多数の場合は県と協議の上適切な選定を行うこと。

②受講料

税込1万円とする。なお受講生からの徴収手続は県が行う。

③諸調整

開講にあたり必要となる講師、会場、受講生との調整などを適宜行う。

④受講生のサポート

開講中は、受講生からの質問など随時対応し、受講生が効果的に学習できるよう サポートすること。また、講座受講者のうち90%以上が修了(最後まで受講)と なるようサポートを行うこと。

⑤映像記録

やむを得ず欠席する受講生に対して、映像等により後日学習できる環境を提供すること。また、映像は欠席者がいない場合においても撮影し、講座受講者の復習 用教材として提供すること。 想定スケジュール (変更可)

・受託者決定 令和7年5月

・カリキュラム開発等 ″ 5~6月

・受講生募集 " 7~8月

・開講 " 9~翌2月

(4) 受講生同士のコミュニティ形成

本事業では、スポーツで稼ぐ意識を持った受講生同士がつながりをつくり、今後佐賀でスポーツビジネスの機運醸成を担う集団としたい。また、単年度の事業に留まらず、次年度以降に同様な事業があればその受講生とのつながりも作れるようにしたい。そのため、閉講後も見据え、受講生同士のコミュニティ形成のきっかけづくりに努めること。なお、コミュニケーションツールを活用する場合、事業終了後はその運用を佐賀県に引き継ぐこと。

(5) その他

- ・上記要素以外に、本事業目的を達成する方策等があれば提案書に具体的に記載すること。なお、提案された実施内容についても事業の進捗状況に応じて柔軟に 県と協議しながら、より適切な内容に修正しながら進めること。
- ・「スポーツビジネスモデル企業創出事業」など佐賀県が取り組むスポーツビジネス関連事業の内容や狙いを十分理解し、本事業との連携による相乗効果を生み出すよう努めること。

4 KPI

受講生全員が実現性のあるビジネスプランを作成すること (そのためのフォローを行う)

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 委託上限額

7,950千円(消費税及び地方消費税額を含む)

7 その他

- (1) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県に承諾を得ること。
- (2) 受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は県に帰属するものし、県がこれらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- (3)制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。